注 1	各欄の記載は、	次の表のとおりとする。
<u> </u>		

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の	1 2 3 4 5 6 7 8 9	(注1) 検定合格機
場合	10 11 12 13 14 15 16 17	器又は適合表
	18 (注1) 19 (注1) 20 (注1)	示無線設備を
	21 (注1) 22 (注1) 23 (注2)	使用する場合
	24 (注2) 25 (注2) 26 (注2)	に限る。
	27 (注2) 28 (注2) 29 (注2)	(注2) 検定合格機
	30 (注2) 31 (注2)	器又は適合表
		示無線設備を
		使用する場合
		を除く。
2 変更の申請又	1 (注) 2 3 4 5 6 7	(注) 予備免許中の
は届出を行う場	16	変更を除く。
合	当該変更に係る記載欄	
3 再免許の申請	1 2 3 4 (注) 5 6 7	(注) 第15条第1項
の場合	8 16 17	の規定により申
		請書にその記載
		の省略を受けた
		無線局を除く。

- 2 1の欄は、次によること。
 - (1) 現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
 - (2) 簡易無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局について第 15 条の2の2第1項 又は第2項(これらの規定を同条第3項、第 16 条の2第6項及び第 25 条第7項にお いて準用する場合を含む。)の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載 すること。
- 3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 4の欄は、次によること。
 - (1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。ただし、遭難自動通報局(開設又は継続開設の場合に限る。)並びに無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局の場合は、記載を要しない。
 - (2) 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

- 6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 7 6の欄は、日本産業規格 J I S X0401 及びX0402 に規定する都道府県コード及び市 区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに 住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載するこ と。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、 都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び第 15条第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。
- 10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第 15 条第 1 項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第 15 条の 5 第 1 項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H 28. 12. 21」のように記載すること。
- 11 10 の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第 15 条第 1 項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第 15 条の 5 第 1 項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注 10 に 準じて記載すること。
- 12 11の欄は、次によること。
 - (1) 区分の欄は、該当する口にレ印を付けること。
 - (2) 住所の欄は、無線設備の設置場所又は常置場所(船舶を設置場所とする場合を除く。)を「何県何市何町〇一〇一〇何内」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (3) 船上通信局であつて、船舶を設置場所又は常置場所とする場合は、船舶名の欄にその名称(フリガナを付けること。)を記載するとともに、主たる停泊港又は定置場の欄にその名称を記載すること。
 - (4) 携帯局であつて、船舶又は航空機を常置場所とするものにあつては、主たる停泊港 又は定置場の欄にその名称を記載すること。
- 13 12 の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、「全国」、「全国(沖縄県を除く。)」、「〇〇総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。
- 14 13 の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。

- 15 14 の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。
- 16 15 の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。
- 17 16の欄は、次の区分に従い、記載すること。
 - (1) 免許の申請の場合 希望する識別信号
 - (2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合 現に指定されている識別信号 (その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。)
- 18 17 の欄は、次によること。ただし、構内無線局の場合は、施行規則第 14 条の規定に基づく告示で定める電波の型式、周波数及び空中線電力を記載すること。
 - (1) 電波の型式は、次によること。
 - ア 多重無線設備の打合せ通信路については、変調の型式は記載しないこと。
 - イ 連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信 号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声 帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。
 - ウ 占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用 がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に 冠して記載すること。
 - (ア) 占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。
 - (4) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記 載 方 法
0.001Hz∼999Hz	H001~999H
1.00kHz∼999kHz	1K00~999K
1.00MHz~999MHz	1M00~999M
1.00GHz∼999GHz	1G00∼999G

- (2) 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何 MHz から何 MHz まで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。
- (3) 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。
- 19 18の欄は、次によること。
 - (1) ATIS番号の欄は、設備規則第9条の2第1項に規定する自動識別装置を備え付ける無線局に限り、当該装置の識別番号を記載すること。
 - (2) 個体識別コードの欄は、遭難自動通報局に限り、個体識別コードを記載すること。

- (3) 検定番号の欄は、当該機器が検定合格機器である場合に記載すること。
- (4) 適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。
- (5) 製造番号の欄は、送信機(送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。)の製造番号を記載すること。また、第 15 条の2の2第2項(同条第3項、第 16 条の2第6項及び第 25 条第7項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定により申請又は届出をする場合は、無線局ごとに製造番号を記載すること。
- 20 19の欄は、次によること。
 - (1) 基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。また、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であって、絶対利得が 2.14dB の単一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。
 - (2) 高さの欄は、次によること。ただし、移動する無線局及び構内無線局は記載を要しない。
 - ア 検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局の場合は、その地上高を記載すること。
 - イ 船上通信局の場合は、航海船橋からの空中線の高さを記載すること。
 - (3) 利得の欄は、26.175MHz を超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対 利得で記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無 線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が 2.14dB の単一 型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない
- 21 20 の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを 記載するとともに、補足事項を記載すること。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線 通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局については、記載を 要しない。また、MCA陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置については、記載を 要しない。
- 22 21 の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に 合致する場合は、□にレ印を付けること。
- 23 22 の欄は、次によること。
 - (1) 船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局は、その船舶又は航空機の所有者を記載すること。
 - (2) 第 15 条の 2、第 15 条の 3 第 1 項(同条第 2 項、第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)又は第 17 条の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第 15 条の 3 第 1 項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識

別信号等を記載すること。

- (3) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第 15 条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
- (4) 狭帯域デジタル通信方式の無線設備(変調方式が四分の π シフト四相位相変調、チャネル間隔が 25kHz、時分割多元接続方式のものであつて、255MHz を超え 275MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。)を使用する陸上移動局及び携帯局のうち、陸上移動局相互間又は携帯局相互間の通信に用いられる周波数の選択が手動でのみ行われるもの(無線局の通信事項が防災行政事務に関する事項のものに限る。)にあつては、当該周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用している旨を記載すること。
- (5) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。
- (6) 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。) にあつては、緊急時における申請者以外の2以上の者の連絡先を記載すること。
- (7) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- 24 23 の欄は、16 の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称)を記載し、簡易無線局、陸上移動局、携帯局又は船上通信局について第15条の2の2第2項の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。
- 25 24の欄は、次によること。
 - (1) 通信方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
 - (2) 通信路数の欄は、次によること。
 - ア 多重無線設備(ヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。)の場合に限り記載すること。
 - イ 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数(通信路容量と同一でない場合に限る。)を「96ch(48ch)」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するためのものにあつては、映像及び音声の別にチャネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。
 - ウ 狭帯域デジタル通信方式の無線設備にあつては、上記による記載のほか次による こと。
 - (ア) 時分割多重方式の無線設備にあつては、一の搬送波当たりに多重する数を記載すること。
 - (イ) 時分割多元接続方式の無線設備にあつては、一の搬送波当たりのチャネルの数を記載すること。
 - (3) ATIS番号の欄は、注19の(1)によること。

- (4) 個体識別コードの欄は、遭難自動通報局に限り、個体識別コードを記載すること。
- (5) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式(占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。)及び周波数の範囲を記載すること。

(記載例)

「32K0 G7W 810.050MHz から810.275MHz までの25kHz 間隔の10波」又は「F3E 450MHz から469MHz までの12.5kHz 間隔の1521波」

- (6) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。
- (7) 低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- (8) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。
- (9) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- (10) 製造番号の欄は、注 19 の(5)によること。ただし、法第 10 条又は法第 18 条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
- 26 25 の欄は、次によること。
 - (1) 基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。
 - (2) 高さの欄は、注20の(2)によること。
 - (3) 利得の欄は、26.175MHz を超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対 利得で記載すること。
- 27 26 の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。
- 28 27 の欄は、空中線の別に、次により記載すること。
 - (1) 電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺を記載すること。
 - (2) 26.175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局については、口径、水平部、垂直 (傾斜) 部及び引込み部のそれぞれの長さを記載すること。
 - (3) 構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、口にレ印を付けること。
- 29 28 の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。
- 30 29 の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に 合致している場合は、□にレ印を付けること。
- 31 30 の欄は、添付図面として、無線設備系統図を添付し、□にレ印を付けること。ただし、単一の送信機及び空中線を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線、周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。また、無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線の接続系統を記載すること。

- 32 31の欄は、注23に準じて記載すること。
- 33 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
- 34 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 35 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し 、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 36 無線局事項書及び工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。
- 37 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。